

電算労コンピュータ関連労働組合
執行委員長 小番 孝也

同 東和システム支部
執行委員長 小番 孝也

要 求 書

1. 年末一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。
(基本給+職務手当+技術手当)*3.0ヶ月
- 2) 支給日を11月30日(金)とすること。
- 3) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 4) マイナス査定の場合は必ず対象者に説明すること。
- 5) ±30%以上の過剰な査定を廃止すること。
- 6) 組合員対象者数および平均支給額を明示すること。
- 7) 査定者数の内訳、分布状況を明示すること。
- 8) 賞与の原資総額、賞与支給総額を明示すること。

2. 働き過ぎを防ぐことで、労働者の健康を守り、多様な「ワークライフバランス」を実現するために働き方改革で、見直された労働時間法制の規定への対応を明示すること。

3. 高齢者雇用安定法の趣旨に沿って、定年を65歳の誕生日2日前まで延長し、60歳以上の労働条件を維持すること。

4. 定年後の再雇用について

64歳11か月で退職した場合、20年以上雇用保険の加入期間があれば基本手当が150日分支給される。また、65歳になる前に退職すると、65歳以降で雇用保険の失業給付をもらう手続きをすると年金も失業給付も両方満額もらうことができる。

しかし、65歳で退職した場合は、雇用保険の基本手当(失業手当)は支給されず、高年齢求職者給付金が基本手当の50日分支給されるだけになる。

このため、就業規則の第四章(定年)23条で「再雇用契約期間について、・・・65歳に達するまで毎年更新します。」を「65歳の誕生日2日前までに毎年変更する。」とすること。

5. 年休制度の改善

- 1) 特別休暇取得状況、年休取得状況(消化率の分布)を明らかにすること。
- 2) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。
- 3) 半休制度を実施させること。

6. 年齢給テーブル一覧、職能給テーブル一覧を社内ホームページに掲載すること。

7. 回答指定日 11月 2日(金)

以上